津別町農業委員会委員の推薦・募集を受け付けています

農業委員会は、市町村に設置される行政委員会で す。平成27年の法律改正により農業委員選挙が 廃止され、現在は町長による任命制になりまし た。地域の農業者や農業団体等からの推薦を受け た方、および一般応募された方の中から、議会の 同意を得て任命します。

現委員が来年4月14日を以て任期満了すること に伴い、新委員の推薦・募集を受け付けることと いたします。

要件は、農業に関する識見を有し、農業委員会の 所掌事項に関し職務を適切に行うことができる方 です。推薦・応募される方は、次の要領に基づき、 必要書類を提出ください。

業務内容

農業委員の業務

「農業委員会等に関する法律」に基づき、主に 農地の確保と有効利用、農地利用の集積・集約化、 遊休農地の発生防止、新規参入の促進、農業経営 の合理化に向けた地域の世話役活動、農地利用最 適化を進めるための関係行政機関等への意見の提 出、農業者年金制度の普及促進等を進めます。委 員の身分は、特別職の地方公務員(非常勤)です。

任期

令和5年4月15日~令和8年4月14日まで(3年間)

推薦・応募内容

推薦および応募について

- ①地区および町内全域からの推薦 農業者等3人以上の連名により、所定の様式に 記入の上、代表者が提出ください。
- ②法人・団体からの推薦 所定の様式に記入の上、代表者が提出ください。 ③応募

所定の様式に記入の上、提出ください。

推薦・応募の有資格者

- ①津別町に住所を有すること(原則)。
- ②津別町教育委員、固定資産評価審査委員ではな いこと。
- ③津別町職員ではないこと。

- ④暴力団員・暴力団関係事業者ではないこと (津別町暴力団排除条例第2条第2号、同条第 3号の規定に基づく)。
- ※次のいずれかに該当する場合は、委員になるこ とはできません。
- ❶破産手続開始の決定を受けて復権を得ない。
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるま でまたはその執行を受けることがなくなるまで。

委員の定数

11人

推薦・応募方法

提出書類

①推薦の場合

個人……別紙様式第1号「津別町農業委員会委員 候補者推薦届出書(個人用)」(同第3号「津別町農 業委員会委員候補者推薦承諾書」、同第4号「代表 者証明書」、および候補者の住民票の抄本も添付)。

法人·団体······別紙様式第2号「津別町農業委員 会委員候補者推薦届出書(法人・団体用)」(同第3号 「津別町農業委員会委員候補者推薦承諾書」、候補 者の住民票の抄本も添付)。

②応募の場合

別紙様式第5号「津別町農業委員会委員候補者応募 届出書 | (候補者の住民票の抄本も添付)。

推薦・応募様式は、町ホームページからダウン ロードできます。また、農政係(役場庁舎2階16 番窓口)でも備え付けています。

受付期間

11月1日(火)~12月2日(金) ※定数に満たなかった場合は、延長します。

委員の選任方法

- ①推薦・募集に応じた候補者(以下、候補者)につい て、「津別町農業委員会委員候補者評価委員会」 が審査し、町長に意見を報告する。
- ②町長は、候補者の中から任命予定の者を決定する。
- ③議会の同意を得て、町長が新委員を任命する。

受け付け・問い合わせ先 農政係 ☎ 77—8384 津別町ホームページ「トップページ→お知らせ」 にも掲載しています。

募集期間

11月7日(月)~14日(月) (土日を除く)

受付場所

建設課住宅係 2階20番窓口

公営住宅 入居者募集

入居資格

①現に同居し、又は同居しようと

する親族等がある方(単身者向け住宅除く)

- ②入居者及び同居者の合算所得が、認定収入額の基準内であり、住宅に困窮している方 (下記の世帯人数別の年間所得額一覧表を参照)
- ③入居者及び同居者、又は同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと 津別町HP 住字情報

今回公募する公営住宅(入居時期11月下旬)

町営住宅

団地名	住 所	建設年度/規模	家 賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町団地	旭町69番地1	H26/1LDK	17,400~25,900円	1台 300円	600円	単身用

特定公共賃貸住宅

団地名	地名 住 所 建		家 賃	駐車場	共益費	入居区分
旭町かえで団地	旭町73番地]	7 H7/1LDK	25,000円	1台 300円	700円	単身用
旭町かえで 第2団地	旭町65番地	7 H9/2LDK	35,000円	1 台分(300円)	700円	世帯用

※この他にも入居可能な住宅がございますので、HPでご確認またはお問い合わせください。

提出書類

入居申込される方が津別町民の場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②マイナンバー提供書 (HPからダウンロード可)

入居申込される方が津別町民ではない場合

- ①入居申込書 (HPからダウンロード可)
- ②入居予定者全員の住民票
- ③滞納のないことの証明書
- ④入居予定者の所得が確認できるもの

入居にあたっての留意事項

- ①犬・猫等ペットの飼育はできません。 (一時預かりの場合も禁止です)
- ②入居が決定したときは、3ヶ月分の家賃に相当 する金額を敷金として納付していただきます。
- ③独立の生計を営み、入居申込者と同程度以上 の収入を有する連帯保証人1名が必要です。
- ④入居後の各種手続きについては、ご自身で行っ ていただきます。

入居申込・問い合わせ先 建設課住宅係20番窓口 ☎77-8390

(参考)世帯人数別の年間所得額一覧表

—————————————————————————————————————							
区	分	世帝区分					
		1人	2人	3人	4人	5人	
通常の入居者		1,896	2,276	2,656	3,036	3,416	
入居0)特例	2,568	2,948	3,328	3,708	4,088	
所得下限(50歳未満)	1,896					
所得下限(45歳以下)		1,856	2,236	2,616	2,996	
所得下限(45歳以上)		2,276	2,656	3,036	3,416	
所得	上限	3,108	6,224	6,604	6,984	7,364	
	通常の 入居の 所得下限(4 所得下限(4 所得下限(4		通常の入居者 1,896 入居の特例 2,568 所得下限(50歳未満) 1,896 所得下限(45歳以下) 所得下限(45歳以上)	域力1人2人通常の入居者1,8962,276入居の特例2,5682,948所得下限(50歳未満)1,896所得下限(45歳以下)1,856所得下限(45歳以上)2,276	区TA1人2人3人通常の入居者1,8962,2762,656入居の特例2,5682,9483,328所得下限(50歳未満)1,8961,8562,236所得下限(45歳以上)2,2762,656	区分世帯区分1人2人3人4人通常の入居者1,8962,2762,6563,036入居の特例2,5682,9483,3283,708所得下限(50歳未満)1,8961,8562,2362,616所得下限(45歳以下)1,8562,2362,616所得下限(45歳以上)2,2762,6563,036	

※上記所得金額を超える場合でも控除額等により入居可能な場合があります。 ※入居の特例は障がいのある方などが入居される場合に適用されます。

20